

意見書

平成15年10月6日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちやう  
東京都中央区日本橋箱崎町24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしや  
ソフトバンクBB株式会社

だいひやうとりしまりやくしやちやう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成15年9月16日付け情審通第112号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

ドライカップの接続料に係わる NTT 東西の接続約款変更案に対する意見

ドライカップの接続料については、ドライカップの利用形態は多くの場合、施設設置負担金を支払っている加入電話とISDNからDSL+IP電話サービスへの移行と考えられていることから、「既に施設設置負担金によって負担された額を除いた第一種指定端末系伝送路設備の原価を単純に総回線数で除すことによって算定することが適当である。」との情報通信審議会の答申に基づき、接続料規則の改定が行われています。

今回の NTT 東西の接続約款変更案は、本答申の考え方に反して、施設設置負担金に相当する金額を原価に加えるものであり、変更案に反対します。

しかしながら、現時点において今後のドライカップの利用者数と施設設置負担金を支払った者の割合を正確に把握することが困難である等の理由により、仮に変更案を認可するのであれば、施設設置負担金に相当する金額を原価に加える方法について、今後継続的に採用されないことがないよう、期限を設定する等の措置を要望します。

-以上-